

<お知らせ>

2026 年 9 月 29 日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画のお知らせ

株式会社モルテン（本社：広島市西区、代表取締役社長：民秋清史、以下、モルテン）は、次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定しました。

これは、モルテンの社員がそれぞれの希望に応じて職業生活で活躍できる環境を用意することによって、その個性と能力を十分に発揮できるようになることを狙いとして、2026 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 3 年間の行動計画として定めたものです。

■ 計画内容

- ・ 計画期間内における男性の育児休業取得率を 50%以上にする

対策：期ごとの取得率を可視化し社内へ公表する。（2026 年 10 月から実施）

育休取得への理解・支援を得るため経営職のマネジメント教育の項目に追加する。

（2026 年 10 月から実施）

男性育児休業取得率 44.4%（2024 年 10 月～2025 年 9 月 30 日）

- ・ フルタイム労働者の時間外・休日労働時間の平均を各月 30 時間未満とする

対策：部署別・個人別の時間外労働時間を月次で人事部門が集計し、労使協定の時間外超過者を早期に把握するアラート体制をとる。（2026 年 10 月から実施）

お問い合わせ先

株式会社モルテン 人事部 担当：宮本

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目10-97-21 TEL:082-292-1381